

## 【ご案内】

### 道路法第32条申請（電柱・電話柱等電気施設）をされる方へ

#### （申請を行う前に）

- 1 道路占用許可では、電柱・電話柱・その他線類等に占用料がかかります。  
(申請手数料はかかりません。)
- 2 大津市道であるかの判断や路線番号については、大津市ホームページ(MyTown おおつ)あるいは路政課備え付けの大津市認定路線網図にてお調べください。
- 3 申請を行うにあたっては、担当者と日時を調整のうえ、事前に協議を行ってください。協議の後、添付書類が整えば申請（受付）となります。  
(なお、電話による詳細協議については、固くお断りします。)
- 4 事前協議の際には位置図、平面図、市道全幅の横断図、現況写真等を持参してください。
- 5 申請に際して、地下埋設物（水道、ガス等）や関係他法令等（河川法（一級）など）、別途他の関係各機関との調整や確認が必要な場合があります。  
(例、大津市企業局・滋賀県大津土木事務所等)

#### （申請書の提出にあたって）

- 1 道路占用許可申請については、工事予定日の1か月前までに行ってください。  
なお審査上再検討となった場合は、受理後30日以内に許可できるとは限りません。
- 2 申請書(word 様式、PDF 様式)は、ホームページからダウンロードすることができます。
- 3 申請書に添付する書類については、協議の際に担当者にご確認ください。添付書類（位置図（S=1/2500程度）、平面図（S=1/500程度）、縦横断図（S=1/100程度）、交通規制図、現況写真等）には、占用対象物件を必ず赤色で着色してください。
- 4 占用工事に際して、通行規制等を伴う場合は必ず交通規制図及び迂回図を添付してください。
- 5 受理後、審査の過程及び結果によっては、再協議が必要な場合があります。
- 6 受理後の許可決裁の催促は固くお断りします。
- 7 止むを得ず工事期間を延長する場合は、許可を受けた工期の終了日の14日前までに工事変更許可申請書を提出し、道路管理者の許可を得てください。
- 8 工事着手日が決定した時点で、予め着手届を提出してください。(1部)  
工事完工後は、必ず占用工事完工届を提出してください。(1部)
- 9 申請物件によっては添付書類等を別途求める場合がありますのでご了承下さい。